

三原市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和5年2月24日(金) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝己				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

8番 信藤 延夫 14番 花山 哲男

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平  
農林水産課 主事 中土居 夏月

5. 審議事項

第10号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第11号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第12号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第13号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第14号議案	農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第15号議案	非農地証明申請について
第16号議案	農用地利用集積計画について
第17号議案	農用地利用配分計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第2回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、8番 信藤委員、14番 花山委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第10号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第7第16号議案から日程第8第17号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第7 第16号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第 16 号議案に係る、資料 16 の第 1 番から第 410 番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 16 ページをご覧ください。第 16 号議案農用地利用集積計画について説明  
します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化  
促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に  
より決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段  
に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 563 m<sup>2</sup>、久井地域から件数 98 件、筆数 353 筆、面  
積 588,465 m<sup>2</sup>、大和地域から件数 14 件、筆数 56 筆、面積 90,058.54 m<sup>2</sup>が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 16 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第 1 番から第 410 番は、原案のとおり承認決定することについて、  
賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に、日程第 8 第 17 号議案を上程します。  
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。  
第 17 号議案に係る、資料 17 の第 1 番から第 410 番について審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定によ  
り 3 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議  
します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 17 ページをご覧ください。第 17 号議案 農用地利用配分計画について説  
明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規  
定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地  
中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域  
別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 563 m<sup>2</sup>、久井地域から件数 4 件、筆数 353 筆、面  
積 588,465 m<sup>2</sup>、大和地域から件数 3 件、筆数 56 筆、面積 90,058.54 m<sup>2</sup>について意見を求めま  
す。

利用権を設定する農地については、資料 17 の 2 ページに記載しておりますのでご覧くださ  
い。

以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。  
はじめに、資料 17 の 1 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局            それでは説明いたします。第1番については、三原地域から件数1件、筆数1筆、面積563㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

                    . . . 挙手なし . . .

議 長            質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長            挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

                    . . . 委員入室 . . .

議 長            続いて資料17の借手が株式会社〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

                    . . . 委員退席 . . .

議 長            担当者の説明を求めます。

事務局            それでは説明いたします。第300番から第310番、第316番から第354番、第363番から第368番については、久井地域から件数1件、筆数50筆、面積91,637㎡、大和地域から件数1件、筆数6筆、面積5,281㎡を株式会社〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

                    . . . 挙手なし . . .

議 長            質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長            挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

                    . . . 委員入室 . . .

議 長            続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第2番から第410番を審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局            それでは説明いたします。久井地域から件数3件、筆数303筆、面積496,828㎡、大和地域から件数2件、筆数50筆、面積84,777.54㎡を農地中間管理機構から農地の受け手に貸し付けるものです。  
以上で説明を終わります。

議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用配分計画について、第1番から第410番は、全て原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第10号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第9件から第20件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。  
第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
第9件は、〇〇から広島市の〇〇が、八幡町垣内〇〇 ほか1筆 地目：田 合計651㎡を、空き家とともに譲り受け、新規就農するものです。  
当該案件は、令和5年第1回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。  
第10件は、〇〇 ほか4名から沼田1丁目の〇〇が、沼田東町七宝〇〇 地目：田 2,729㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第11件は、〇〇氏から宗郷1丁目の〇〇が、沼田東町末広〇〇 ほか12筆 地目：田2筆、畑11筆 合計6,279㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第12件は、〇〇から鷺浦町の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 291㎡を、以前から耕作しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。  
第13件は、〇〇から本郷北2丁目の〇〇が、本郷北3丁目〇〇 ほか2筆 地目：田 合計813.74㎡を、所有する隣接の農地と併せて耕作するため、譲り受けるものです。  
第14件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 1,026㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第15件は、〇〇から本郷南4丁目の〇〇が、下北方2丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計715㎡を、住宅を建築予定の宅地とともに譲り受け、新規就農するものです。  
当該案件は、令和5年第1回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。  
第16件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町羽倉〇〇 ほか1筆 地目：田1筆、畑1筆 合計1,544㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第17件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇 ほか4筆 地目：田3筆、畑2筆 合計4,216㎡を、居住地から近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。  
第18件と第19件は関連案件のため、併せて説明します。  
第18件は、〇〇・〇〇から、大和町大草〇〇 ほか2筆 地目：田 合計5,690㎡について  
第19件は、〇〇から、大和町大草〇〇 地目：田 3,171㎡について いずれも、大和町の〇〇が、経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第20件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町和木〇〇 地目：田 107㎡について、居住地から近く、所有する隣接の農地と併せて耕作するため、譲り受けるものです。  
以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第9件、2月21日に21番推進委員と現地を確認しました。今、事務局の方から説明がありましたとおりで、すでに植え付けの準備もされてるような状態で問題ないということを確認いたしました。

2番 第10件、第11件は私の案件なので、続けて報告いたします。  
件数10、2月19日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は、汚泥再生処理センターから南へ約500メートルいったところになります。耕作されており、事務局の説明とお

りで問題ないと思います。

件数 11, これも 2 月 19 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は、やまみ三原運動公園に入る県道から北に 250 メートルいった山麓になります。空き家と付随する農地を購入されて、現在不作付地ですけど稲作等やられるということなので、特に問題ないと思います。

10 番 第 12 件, 2 月 20 日 26 番推進委員と現地を確認してきました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

17 番 第 13 件, 2 月 20 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。〇〇行政書士立ち会いのもと、また譲受人の〇〇と連絡を取りながら、現地確認を行いました。すでに〇〇は自作農地があり、今後経営拡大をするために購入されるということです。

7 番 第 14 件, 2 月 18 日に 28 番推進委員と現地の確認を行いました。事務局の説明のとおりですが、譲渡人の配偶者が亡くなって管理が難しくなったということです。問題ないと思います。

17 番 第 15 件, 27 番推進委員と 2 月 20 日に現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

3 番 第 16 件, 2 月 20 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と 4 人で現地確認をしました。〇〇は、譲渡人が高齢になられて家の前を今までは耕作されとったんですが、今回求められたということになっています。

13 番 第 17 件, 2 月 21 日 14 番委員・32 番推進委員と現地確認をしました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。

18 番 第 18 件, 第 19 件は関連案件で、私が説明させていただきます。  
2 月 22 日 36 番推進委員と現地確認いたしました。途中で譲受人の〇〇にも立ち会っていただきました。事務局の説明どおり問題ないと考えます。水稻を植え付けられるということでした。

9 番 第 20 件, 2 月 21 日に 37 番推進委員と現地確認しました。譲受人のすぐ家の前の畑で、譲り受けるということでした。問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 9 件から第 20 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 2 第 11 号議案を上程します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 3 件から第 6 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページをご覧ください。第 11 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 3 件は、〇〇が、八幡町籾〇〇 地目：田 423 m<sup>2</sup>について、駐車場等に転用するもので、内容は進入路、庭敷、駐車場 4 区画です。

第 4 件は、〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 54 m<sup>2</sup>について、車両置き場に転用するものです。

第5件は、〇〇が、大和町椋梨〇〇 ほか4筆 地目：田 合計2,902㎡について、山林に転用するもので、内容はヒノキの植林約100本です。

第3件から第5件の許可基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件については、前回第1回総会において農振農用地区域からの除外は妥当と可決されており、3月中に除外見込みです。

第6件は、株式会社〇〇が、大和町大具〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,357㎡について、一時転用による農地改良を行うもので、内容は盛土2.4m、転用期間は許可後3年間です。

許可基準は、農地法施行令第4条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当します。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第3件、2月21日に21番推進委員と現地を確認しました。現地は空き家に隣接した土地であり、駐車場がないので全く問題ないと考えました。農地区分は第2種です。

18番 第4件、2月22日36番推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと考えます。第2種農地です。

5番 第5件、第6件は私の調査区域ですので発表させていただきます。

第5件ですが、2月20日に38番推進委員と現地確認して参りました。事務局の説明どおりで問題ございません。第2種農地でございます。

続いて第6件ですが、同じく2月20日に、38番推進委員と現地確認して参りました。事務局の説明どおりで問題ございませんでした。第1種農地です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第4条の規定による許可申請、第3件から第6件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第6件については、農地法第4条第4項及び第5項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。  
次に、日程第3 第12号議案を上程します。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第2件から第4件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第12号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第2件は、沼田東町末広〇〇について、当初、〇〇が令和4年10月25日付けで、個人名義で譲り受けるため農地法第5条許可を受けましたが、家族と相談し、共有名義で譲り受けることとしたため、事業計画を変更するものです。

第3件は、本郷町本郷〇〇（東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇）につい

て、当初〇〇有限会社が令和4年7月25日付けで農地法第5条許可を受け造成した宅地を、このたび株式会社〇〇が購入することになったため、事業計画を変更するものです。

第4件は、本郷町本郷〇〇（東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇-〇）について、当初、株式会社〇〇が令和3年1月25日付けで農地法第5条許可を受け建築した住宅を、この度、〇〇が購入することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第2件から第4件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第4 第13号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第5件から第30件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、議案の修正をお願いします。議案書9ページ第8件の摘要欄、許可基準の標記が誤っていました。法第2条ではなく、正しくは法第5条になります。修正をお願いいたします。

第5件は、〇〇から〇〇が、須波西2丁目〇〇 地目：畑 777㎡について、所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するもので、内容はブロック・木材等の建築資材、駐車場4区画です。

第6件は、〇〇から、株式会社〇〇が、小坂町〇〇ほか1筆 地目：田 合計1,387㎡について、賃借権の設定により、資材置場に転用するもので、内容は再生砕石置場192㎡です。

許可基準は、農地法施行令第35条第5号「既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。

第7件は、先ほど第12号議案、事業計画変更申請においてご審議いただいた関連案件です。〇〇から、〇〇・〇〇・〇〇が、沼田東町末広〇〇 地目：田 289㎡について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。

当該案件は転用の許可を得ることなく庭敷として利用していることから、始末書を求め、提出されています。

第8件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町小原〇〇 地目：田 2,647㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設3施設に転用するもので、内容は3施設とも、太陽光パネル168枚、5棟、発電量49.5kw規模です。

第9件は、〇〇から、〇〇が、幸崎渡瀬〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計323㎡について、所有権の移転を受け、駐車場及び庭敷に転用するもので、内容は、駐車場4区画、庭敷です。

第10件は、〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 1,532㎡について、所有権の移転を受け、併用地の雑種地とともに転用するもので、内容はホテル1棟です。

第11件と第12件は、先ほど第12号議案、事業計画変更申請においてご審議いただいた関連案件です。

第11件は、〇〇有限会社から、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：畑 60㎡ 東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇について、併用地の宅地とともに所有権の移転を受け宅地にするもので、内容は分譲宅地1区画です。

第12件は、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 233㎡ 東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇-〇について、所有権の移転を受け宅地にするもので、内容は住宅1棟です。

第11件、12件の許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第13件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷北2丁目〇〇 地目：田 2,150㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル212枚、9棟、発電量49.5kw規模です。

第14件は、〇〇・〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇 ほか3筆 地目：田 合計3,854㎡について、所有権の移転を受け資材置場に転用するもので、内容は、真砂土450㎡、砕石300㎡、ブロック等270㎡です。

第15件から、第17件は関連案件のため併せて説明します。

第15件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 地目：田 962㎡について、

第16件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 地目：田 800㎡について、

第17件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 地目：田 1,318㎡について、

それぞれ株式会社〇〇が所有権の移転を受け、工事用車両置き場に転用するもので、内容は、ダンプカー8台、バックホウ6台です。

第18件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか4筆 地目：田 合計3,068.02㎡について、所有権の移転を受け、工事用車両置き場に転用するもので、内容はダンプカー8台、バックホウ5台です。

第19件は、〇〇から、〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：畑 84㎡について、所有権の移転を受け駐車場に転用するもので、内容は駐車場3区画です。

第20件は、〇〇から、〇〇が、久井町泉〇〇 地目：田 182㎡について、所有権の移転を受け、併用地の宅地とともに、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく宅地として利用していることから、始末書を求め提出されています。

第21件と22件は、譲渡人、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第21件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,351㎡について

第22件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 926㎡について、

それぞれ〇〇から、株式会社〇〇が、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は、

第21件が、太陽光パネル180枚、15棟、発電量49.5kw規模、

第22件が、太陽光パネル156枚、13棟、発電量44.55kw規模です。

第23件は、〇〇から、株式会社〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 2,597㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設2施設に転用するもので、内容は2施設とも、太陽光パネル192枚、16棟、発電量49.5kw規模です。

第24件と第25件は関連案件のため併せて説明します。

第24件は、〇〇から、久井町坂井原〇〇 地目：田 2,358㎡について

第25件は、〇〇から、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,056㎡について、それぞれ株式会社〇〇が、所有権の移転を受け、太陽光発電施設3施設に転用するもので、内容は3施設とも、太陽光パネル192枚、16棟、発電量49.5kw規模です。

第26件は、〇〇から、〇〇合同会社が、久井町坂井原〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,324㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設2施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、4棟、発電量49.5kw規模と、太陽光パネル180枚、3棟、発電量49.5kw規模です。

第27件は、〇〇から、株式会社〇〇が、大和町上徳良〇〇 地目：田 1,017㎡について、賃借権の設定により、養魚池に転用するものです。

許可基準は、農地法施行令第35条第5号「既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。

第28件は、〇〇から、〇〇株式会社が、大和町上徳良〇〇 ほか3筆 地目：田 合計2,202㎡について、使用貸借権の設定により、併用地の原野とともに資材置場及び車両置き場に転用するもので、内容は、ダンプトラック2台、バックホウ2台、プレハブ2棟、コンクリート製品、庭石砕石等です。

第29件は、〇〇から、〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 26㎡について、所有権の移転を受け、併用地の宅地とともに物置用地に転用するもので、内容は、物置1棟です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく物置を設置していることから、始末書を求め、提出されています。

第30件は、〇〇から、株式会社〇〇が、大和町大具〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,347㎡について、使用貸借権の設定により農地改良のため一時転用を行うもので、内容は盛土1.28m、転用期間は、許可後3年間です。



許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当します。

第6件、11件、12件、27件、30件を除く許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、第30件を除き農振区分が農振農用になっている案件については、前回第1回総会において農振農用地区域からの除外は妥当と可決されており、3月中に除外見込みです。

農地法、第5条許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

12番

第5件と第9件が私の案件なので、続けて説明させていただきます。

第5件、2月19日に25番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、問題ないと思います。

また第9件につきましても、2月19日に25番推進委員と現地を確認いたしました。これも問題ないと思います。2件とも農地区分は第2種です。

19番

第6件、2月22日に22番推進委員・〇〇行政書士・〇〇行政書士、そして私の4人で立会に行きました。事務局の説明どおりなのですが、もう少し付け加えると、この資材置場というのは既存の隣接している砕石場がもう満杯になるということで、この度の案件の土地を賃借権、毎年の1年更新らしいですが、設定ということで申請されているようです。農地区分は第1種です。

2番

第7件、2月19日24番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第2種です。

15番

第8件、2月21日に23番推進委員と地権者の〇〇、それに業者の担当されているかたち会いのもと、現地確認しました。申請地は本郷支所より南に約1キロの地点で沼田川沿いになります。太陽光発電をするということで、周辺農地に支障という恐れはないと考えます。農地区分は第2種です。

10番

第10件、2月20日26番推進委員と現地を確認してきました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は第2種農地です。

17番

第11件、2月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。11・12・13件は私の案件で続けてご報告させていただきます。

第11件ですが、この土地は東本通土地区画整理事業の中にある土地で、事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第3種です。

第12件、これも同じく東本通土地区画整理事業の中にある土地で、事務局の説明どおり問題ありません。これも第3種です。

第13件、これも事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第2種です。

7番

第14件から18件まで担当案件のため、続けて説明させていただきます。

第14件、2月18日に28番推進委員、それから譲受人と現地確認を行いました。申請地は本郷支所から西へ4.2キロ山陽自動車道本郷インターチェンジの付近に位置します。周辺の農地には影響はないと思いますが、用排水路の上を進入と考えるようなので、周りが崩れないように、コンクリートの床版で行うということでした。また許可後は、隣接する民家がありますので、トラブルが起らないように説明をするということです。事務局説明のとおり特に問題はないと思います。農地区分は、2種農地です。

第15・16・17件は関連案件のため、続けて説明します。

これも2月18日に28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所から西へ約3.9キロ、本郷産業団地の進入路沿いに位置します。周辺農地には影響はないと思います。事務局説明のとおり問題はありせん。農地区分は2種農地です。

第18件、2月18日に28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所から西へ約3.9キロ、本郷産業団地の下の方に位置します。周辺農地には影響はなく、事務局説明のとおり問題ないと思います。農地区分は2種農地です。

- 17 番 第 19 件, 2 月 20 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第 2 種です。
- 1 番 第 20 件, 2 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。第 2 種農地です。
- 13 番 第 21 件から 26 件までは太陽光パネルで関連案件のため、一緒に報告いたします。  
2 月 21 日に 14 番委員・32 番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は全て第 2 種です。
- 6 番 第 27 件, 2 月 19 日に 34 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何も問題ございません。農地区分は第 1 種です。  
第 28 件も続けて説明します。  
2 月 19 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで何も問題ございません。農地区分は第 2 種です。
- 18 番 第 29 件, 2 月 22 日 36 番推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり物置は何年も前から建っています。問題ないと考えます。2 種農地です。
- 5 番 第 30 件, 私の調査案件ですので報告させていただきます。2 月 20 日に 38 番推進委員と現地確認して参りました。事務局の説明どおりで問題ございません。第 1 種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 5 件から第 30 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第 6 件, 第 14 件から第 18 件, 第 24 件から第 27 件及び第 30 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。  
  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第 5 第 14 号議案を上程します。  
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第 1 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 14 ページをお開きください。第 14 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。  
第 1 件は、株式会社〇〇から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請です。  
小坂町〇〇 ほか 4 筆 地目：田 合計 4,448 m<sup>2</sup>について、当初、令和 4 年 4 月 18 日付けで転用許可を受けましたが、コロナ等の影響により世界的に機械部品が不足し、納品が大幅に遅れており、他の発電所の工事日程も遅延していることから、当初の期間内に工事を完了できないため、履行延期承認申請を提出されたものです。  
申請期間は、令和 6 年 9 月 30 日までです。  
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第1件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第6 第15号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第5件から第7件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書15ページをご覧ください。第15号議案 非農地証明申請について説明します。  
第5件は、〇〇から、八幡町箒〇〇 地目：畑 419㎡について、昭和30年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
第6件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計5,175㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
第7件は、〇〇から、久井町泉〇〇 地目：畑 277㎡について、平成3年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
- 議 長 非農地証明申請についての説明は以上です。  
地元委員の調査報告を求めます。
- 8 番 第5件、2月21日に21番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地は第2種です。
- 10 番 第6件、2月20日26番推進委員と現地を確認してきました。事務局の説明どおりでもう山林になっており、問題ないと思います。農地区分は第2種農地です。
- 1 番 第7件、2月20日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりでもう山になっていましたので、しょうがないと思います。第2種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
非農地証明申請、第5件から第7件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 6件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件

- 農地転用（農業用施設）届出受理 1件
- 農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
- 農地改良届出受理 1件
- 取消願 1件

2 その他

- 今後の日程  
令和5年第3回定例総会 3月24日（金）14時

議長

その他、何かありませんか。  
無いようなので、これもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時59分

令和5年2月24日

議長（会長）

議事録署名者

同 上